

豊島区通学路交通安全プログラム

豊島区教育委員会教育部学務課

1、はじめに

平成24年度に、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的に、関係機関による緊急合同点検の実施について要請があった。

これを受け、平成24年に、豊島区教育委員会は、学校、PTA、道路管理者、交通管理者と連携・協力し、区立小学校全校の通学路における緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議・実施をした。また、その後平成25年度から平成27年度にかけて、3年に1回各小学校の通学路点検を実施した。

以上の対策を講じた結果、通学路の安全確保については一定の成果が得られた。引き続き、関係機関の連携体制を強化し、通学路の交通安全確保の取組を効果的に行うため、このたび「豊島区通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととする。

2、豊島区通学路交通安全推進会議の設置

通学路の合同点検を実施するにあたり、関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「豊島区通学路交通安全推進会議」を設置する。

- ・教育委員会事務局（学務課）
- ・交通対策課
- ・道路管理課
- ・道路整備課
- ・豊島区立小学校
- ・豊島区立小学校PTA
- ・池袋警察署交通課
- ・目白警察署交通課
- ・巣鴨警察署交通課
- ・その他、関係機関（都道・国道管理者等）

3、通学路の交通安全確保に関する取組方針

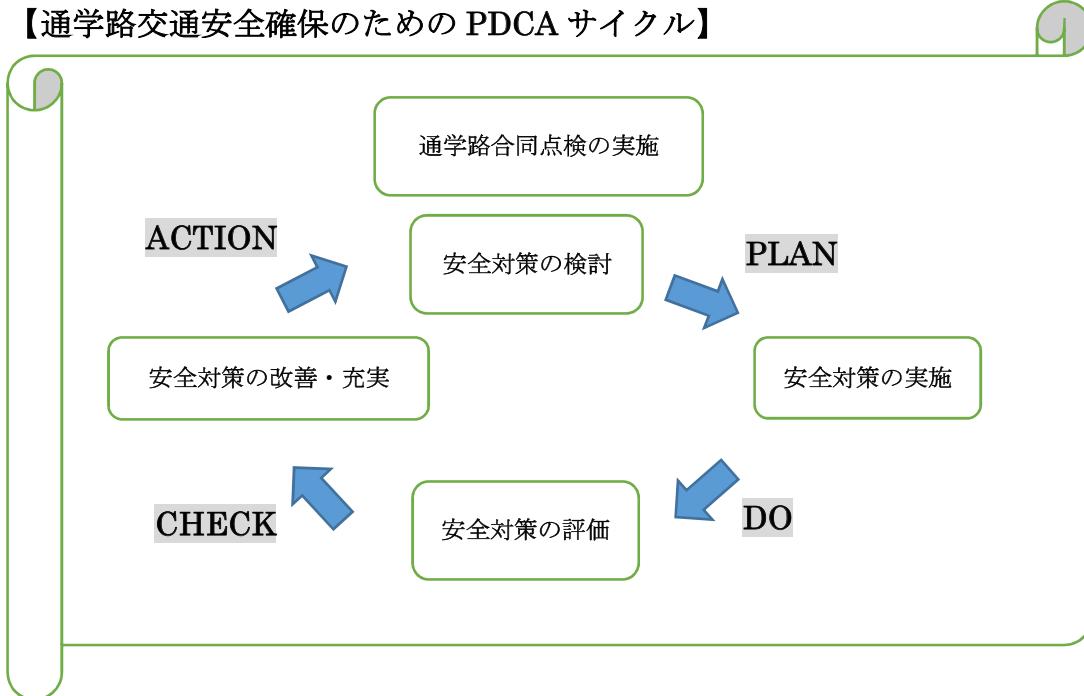
（1）基本的な考え方

文部科学省、国土交通省、警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年12月6日付）に基づき、継続的な連携推進体制を構築するとともに、各小学校長が指定した通学路（※1）の安全を確保するため、取組の効果的・効率的な実施を図る。

（※1）通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、学校長

が指定するものである。

【通学路交通安全確保のための PDCA サイクル】



（2）定期的な通学路交通安全点検

① 各小学校における通学路交通安全点検

- 各小学校は、PTA等の学校関係者と年に1回程度、通学路の交通安全点検を実施する。点検により、交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出する。
- 各小学校は通学路交通安全点検後、「区立小学校通学路交通安全点検記録書」(別紙1)を作成する。作成にあたっては、通学路図の活用や写真での記録などの工夫をする。また、記録書は、関係機関における通学路合同点検の際に使用することとし、
合同点検実施まで各小学校において保管する。
- 危険箇所の抽出にあたっては、地域の実情に応じて、「通学路交通安全点検の実施及び危険箇所の把握・抽出にあたっての観点」を参考にして行う。

【通学路交通安全点検の実施及び危険箇所の把握・抽出にあたっての観点（例示）】

危険・要注意箇所があるか

- 道路の幅がせまい
- 見通しが悪い
- 人通りが少ない
- 人が身を隠しやすい場所が近くにある

- ・大型車が頻繁に通る
- ・車両の交通量が多い

通学路の交通安全が確保されているか

- ・歩車道が区別され、防護設備（ガードレール、ポール等）の設置がある
- ・信号機（歩行者用含む）、横断歩道が適切に設置されている
- ・交通規制が適切に行われている
- ・通学路の標識が適切な箇所に設置されている

交通ルールが守られているか

- ・交通規制が守られている
(例：車両通行禁止の規制が守られている)
- ・駐車違反がない
- ・歩道に障害物（放置自転車等）がない

② 関係機関による定期的な合同点検

○実施時期

各小学校は、2～3年に1回、合同点検を実施する。実施校については、毎年度当初に定め、学務課より関係部署へ周知する。

なお、重大な事故の発生など緊急性がある場合、都・国からの要請がある場合等に

おいては、必要に応じて合同点検を実施する。

○実施方法

効率的かつ効果的に合同点検を行うため、各小学校で実施した「区立小学校における通学路交通安全点検記録書」に基づき実施する。

○合同点検の体制

豊島区通学路安全推進会議の構成員により、小学校ごとに実施する。

(3) 安全対策の検討

合同点検の結果から、安全対策が必要と判断される箇所については、道路の整備、防護柵の設置、道路標識の設置、道路標示の補修等のハード対策のほか、交通規制や交通安全教育等のソフト対策に関する具体的な実施メニューを豊島区通学路交通安全推進会議の構成員で検討する。

(4) 安全対策の実施

安全対策の実施にあたっては、関係機関が緊密に連携を図り、それぞれの役割

に応じて必要な措置を講じる。

【役割】

- 道路の整備・・・道路管理者
- 交通規制等・・・交通管理者（警察）
- 交通安全教育・・・各小学校

（5）安全対策の評価、改善・充実

安全対策実施後、学校等からの聞き取りを行い、その評価を行う。また、合同点検や評価の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。

（6）年間スケジュール

○点検・対策の手順、実施時期	内容	実施機関
4月～5月	○対象小学校へ通学路交通安全合同点検実施通知を送付	教育委員会
5月～6月	○対象小学校において、通学路交通安全点検の実施及び実施記録書の作成により、危険箇所を抽出する。 ※合同点検の対象となっていない小学校においても、年間の点検日程をPTAと調整し、原則年1回、通学路交通安全点検を実施する。	各小学校、PTA
5月下旬～2月	○通学路交通安全合同点検の実施 ○対策の検討及び実施	各小学校、PTA、道路管理者、交通管理者（警察）、教育委員会
○安全対策の評価		教育委員会、学校からの聞き取り、PTA等へのアンケートの実施など
3月	○対策箇所図及び対策箇所一覧表の公表	教育委員会
○安全対策の改善・充実	計画の実施	道路管理者、交通管理者（警察）、教育委員会、各小学校、PTA

4、通学路交通安全合同点検結果の公表

各小学校の点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するため、「対策箇所一覧表」（別添2）及び「対策箇所図」（別添3）を作成し、ホームページ等で公表する。

区立小学校通学路交通安全点検記録書 対策箇所一覧表 対策箇所図

5、地域による見守り及びスクールガード・リーダによる学校巡回指導等（※2）

児童の登下校の安全を確保するためには、信号機や道路標識といった交通安全施設の整備や、スクールゾーンをはじめとする交通規制の実施だけでは十分と言えない。学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割や責任を自覚しつつ、地域全体で児童の登下校を見守っていくことが重要である。

引き続き学校において交通安全指導に取り組むことも重要であるが、交通安全を強く意識した行動の実践については、現場でしか身に付けることができない。危険な行為をしている児童に適切な声かけを行い、「自らの身は自らで守る」ことを繰り返し教えていくことは、生きた教育として子どもたちを正しく育てていくことにつながる。

豊島区では現在、各学校でPTAを中心に見守り体制が敷かれているが、この体制を地域に拡大していく必要がある。そのためには、スクールガード・リーダによる学校巡回指導をPTAだけでなく地域の方にも幅広く参加を呼び掛けるなど各学校PTAと管轄警察署の「地域の児童は地域で守る」という意識を醸成していくことが、児童の登下校の安全に大きく寄与する。

また、子どもたちの各種被害防止に対して有効であることから、「こども110番の家」（※3）の利用を促進し、各地域で自治体やPTA等が中心となって地域ボランティアを募り、活動が活発に行われていくよう支援する。

（※2）「スクールガード・リーダー等による学校巡回指導」とは

平成21年度地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委託実施要項（平成20年1月7日東京都教育庁学務部長決定：別紙）により、規定されている。防犯の専門家や警察OB等を地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）として委嘱し、学校の巡回指導等を行う。

（※3）「こども110番の家」とは

子どもたちが登下校時や外出時に危険に遭遇した場合などに安心して立ち寄れる民間協力。豊島区で「こども110番の家」に登録している地域ボランティアの数は、平成28年3月末現在で1,416件となっている。

6. 児童通学案内人の配置

区内には、様々な対策を実施しても、現状では通行時の危険度を低減させることが困難な箇所も存在する。そのような箇所については、地域の見守りを補完するという意味で予算の範囲内で児童通学案内人を配置していく。

ただし、児童通学案内人の配置はあくまでも暫定的なものであり、本来は交通安全設備の整備や道路形態の改善などで解消するべきものである。

こうしたことから、児童通学案内人を配置する箇所は通学路点検のPDCAサイクルの中で継続的に改善を図る地点にするとともに、現状が改善された時点では原則として児童通学案内人を廃止し、通常の見守り体制に移行していくものとする。

7. その他

豊島区通学路交通安全プログラムは各関係機関からの申し出等により、さらなる安全確保が期待できると思われる際は、内容変更を隨時行う。

(参考)

スクールゾーンについて

スクールゾーンには次のような規定・考え方がある。

1、交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号）第24条（交通安全業務計画）の規定から

「指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所轄事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。」とある。

また、「平成24年度文部科学省交通安全業務計画」（平成24年3月30日策定）の「1 安全な道路交通環境づくりの促進 （1）ウ スクール・ゾーンの設定の推進との定着化」の項に、教育委員会、幼稚園及び小学校においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園及び小学校を中心に周囲500メートルを範囲とするスクールゾーン（特に子どもの校数安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。」とある。
→スクールゾーンの設定権限は、各所轄警察署。

2、一般的な考え方

通学児童の交通安全確保を推進すべき範囲のこと。スクールゾーン内においては、学校及び地域住民からの要望により、歩行者の通学実態や道路状況等を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、速度規制などの交通規制が公安委員会の決定を受けて実施される。なお、スクールゾーン内の道路すべてが通行禁止、一方通行、速度規制となるとの考え方ではない。